

千曲市告示第18号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年2月5日

千曲市長 小川 修一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する告示

(千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱の一部改正)

第1条 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成15年千曲市告示第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

10 別表第1—1、1—2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。

11 別表第1—1、1—2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。

」を

「

10 別表第1—1、1—2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。

11 別表第1—1、1—2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。

」に

改める。

(千曲市訪問介護等利用者負担助成事業実施要綱の一部改正)

第2条 千曲市訪問介護等利用者負担助成事業実施要綱（平成15年千曲市告示第75号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

注 意 事 項

- 一 訪問介護等のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提示してください。
- 二 訪問介護等のサービスを受けるときに支払う金額は介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。  
(訪問介護等のサービスの利用者負担額は●%になります。)
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定の要件に該当しなくなったとき、減額の認定の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を利用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

」を

注 意 事 項

- 一 訪問介護等のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提示してください。
- 二 訪問介護等のサービスを受けるときに支払う金額は介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。  
(訪問介護等のサービスの利用者負担額は % になります。)
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定の要件に該当しなくなったとき、減額の認定の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を利用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

」に

改める。

(千曲市特別地域加算に係る訪問介護利用者負担軽減に対する助成事業実施要綱)

第3条 千曲市特別地域加算に係る訪問介護利用者負担軽減に対する助成事業実施要綱

(平成15年千曲市告示第77号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

(裏)

<p>注意事項</p> <p>一 訪問介護サービスを受けるときは、必ず事前 に、この確認証を事業者に提出してください。</p> <p>二 この確認証は、都道府県に申出のあった事業 者のみ有効です。</p> <p>三 前記のサービスを利用した場合、本人負担か ら前面に記載される減免率により軽減されま す。</p> <p>四 被保険者の資格がなくなったとき、減免認定 の要件に該当しなくなったとき、減額確認証の 有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を 市に返してください。また、転出の届出をする 際には、この証を添えてください。</p> <p>五 この証の表面の記載事項に変更があったと きは、十四日以内に、この証を添えて、市にそ の旨を届け出てください。</p> <p>六 不正にこの証を利用した者は、刑法により詐 欺罪として懲役の処分を受けます。</p>
--

」を

「

(裏)

<p>注意事項</p> <p>一 訪問介護サービスを受けるときは、必ず事前 に、この確認証を事業者に提出してください。</p> <p>二 この確認証は、都道府県に申出のあった事業 者のみ有効です。</p> <p>三 前記のサービスを利用した場合、本人負担か ら前面に記載される減免率により軽減されま す。</p> <p>四 被保険者の資格がなくなったとき、減免認定 の要件に該当しなくなったとき、減額確認証の 有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を 市に返してください。また、転出の届出をする 際には、この証を添えてください。</p> <p>五 この証の表面の記載事項に変更があったと きは、十四日以内に、この証を添えて、市にそ の旨を届け出てください。</p> <p>六 不正にこの証を利用した者は、刑法により詐 欺罪として拘禁刑の処分を受けます。</p>
---

改める。

(千曲市社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成事業実施要綱の一部改正)

第4条 千曲市社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成事業実施要綱(平成17年千曲市告示第87号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

(裏面)

注意事項
一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この証を事業者に提示してください。
二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)です。
三 この証は、都道府県に申出のあった事業者のみ有効です。
四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額(日常生活に要する費用については、食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に限る。)が、この証の表面に記載されている減額割合により減額されます。(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給される場合に限る。)
五 被保険者の資格がなくなったり、軽減制度の要件に該当しなくなったり又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なくこの証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

注意事項

- 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この証を事業者に提示してください。
- 二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)です。
- 三 この証は、都道府県に申出のあった事業者のみ有効です。
- 四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額(日常生活に要する費用については、食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に限る。)が、この証の表面に記載されている減額割合により減額されます。(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給される場合に限る。)
- 五 被保険者の資格がなくなったとき、軽減制度の要件に該当しなくなったとき又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なくこの証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

(裏面)

」に

改める。

(千曲市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正)

第5条 千曲市子育て世帯訪問支援事業実施要綱(令和6年千曲市告示第92号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号ア中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。